

静岡県立浜名高等学校同窓会(尚友会)会則

第1章 名称、位置

第1条 本会は、静岡県立浜名高等学校同窓会(尚友会)と称する。

第2条 本会の事務所は、静岡県立浜名高等学校内(浜松市浜北区西美園2939の1)に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、母校との関係を密にして母校の発展に寄与し、進んで社会奉仕の一端を負担しようとする。

第3章 会員

第4条 会員を分けて、正会員と客員の二種とする。

第5条 浜名高等学校及びその前身である北浜、笠井教場に於いて教育を受けたものを正会員とする。

第6条 前条の学校の現、旧職員を客員とする。

第4章 会計

第7条 本会の経費は、下記の収入をもってこれに充てる。

- (1) 入会金 正会員は、入会の際5,000円を納入するものとする。
- (2) 会費 正会員は、入会の際終身会費3,000円を納入する。
- (3) 基本金の利子
- (4) その他の収入

第8条 本会の財産の管理方法は、理事会において定め、会長がこれを管理する。現金はこれを郵便官庁、銀行、信用金庫、農協又は信託会社に預け入れ、もしくは信託し、或いは国債確実なる有価証券に換え保管する。

第9条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第10条 会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第11条 予算、決算は、理事会に附議するものとする。

第5章 事業

第12条 第2章目的を達成するために、下記の事業を行うことができる。

- (1) 会員の弔悼
- (2) 会誌、名簿を配布する。これについては、実費を徴収することができる。
- (3) 講習会、講演会
- (4) 母校に対する後援

第6章 役員

第13条 本会に、下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名 正会員中から選出する。
- (2) 副会長 若干名 正会員中から選出する。
- (3) 顧問 若干名 正会員、客員中から依頼する。
- (4) 常任理事 若干名 会長、副会長及び理事の中から会長が委嘱する。

- (5) 理事 各学年若干名 正会員中より常任理事会で選出する。
- (6) 支部長 各支部1名 各支部中から選出する。
- (7) 副支部長 各支部2名 各支部中から選出する。
- (8) 幹事 各分会1名 各分会中から選出する。
- (9) 庶務 各分会3名 会員、客員中から会長が委嘱する。
- (10) 監査 2名 理事の中から会長が委嘱する。

第14条 役員の任務は、下記のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 顧問は会長の諮問に応じ、会務に参画する。
- (4) 常任理事は常任理事会を組織し、会務の執行に当る。
- (5) 理事は理事会において会務につき協議する。
- (6) 支部長は支部を代表し、支部会を招集することができる。
- (7) 幹事は分会を代表し、分会と支部並びに常任理事との連絡を密にする。
- (8) 庶務は書記、会計の事務を組織し、会務の執行に当る。
- (9) 監査は会計の監査に当る。

第15条 役員の任期は二カ年とする。但し留任を妨げない。

第7章 会 議

第16条 本会は毎年1回総会を開く。又必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第17条 下記事項は総会に附議するものとする。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算、決算の報告
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他の重要事項

第18条 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条 常任理事会は本会の執行部として会長を助け業務を企画し、総会もしくは理事会の議を経てこれを実施する。

第20条 理事会は総会で委嘱された事項の処理、総会に提出する議案の作成その他必要事項を議決する。

第21条 本会は必要に応じて専門委員会を設けることができる。

第22条 本会は必要に応じて支部を置くことができる。

第8章

第23条 本会の会務を処置するため事務局を置き、有給の職員を置くことができる。

附 則

ア 分会、支部は次のとおりとする。

